

市施設の休止・再開方針（令和3年8月11日）

1 休止・再開方針

「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」において、県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合を除き、徹底した外出の自粛を要請している。また、市内の感染者も、これまでにない勢いで増加し、医療を圧迫しており、感染抑制のために市として強い措置を講じる必要がある。このため、一部施設については、以下のとおり休止する。

併せて、今後の感染拡大・抑制を想定し、他の施設においても段階的に休止・再開する目安を設け、施設の休止・再開の基準とする。

2 休止施設の対応

(1) 休止期間

令和3年8月14日（土）から令和3年8月31日（火）までとし、以降の状況は、休止基準・再開基準によるものとする。

(2) 休止施設

休止施設一覧表（令和3年8月11日）のとおりに

(3) 利用予約について

ア 休止期間中の既予約は、以下の利用を除いて原則キャンセルとする。

- ・営利目的で貸し出している興行等の利用
- ・キャンセルに伴って市民生活に大きな影響がある利用
- ・キャンセルに伴って利用者への金銭的補償が必要となる利用
- ・大規模大会等、調整が非常に困難な利用

イ 8月14日（土）から8月31日（火）までの新規予約は受け付けない

ウ 休止対応に基づくキャンセル及び自粛による自己都合のキャンセルについては、キャンセル料やペナルティーを科さないとともに、料金収納済みの場合は還付する。

3 利用可能施設における20時以降の対応について

市の施設を民間事業者等が利用している場合、20時以降の営業については見合わせるよう働きかけること。

4 施設の休止・再開レベル

施設の休止・再開に当たって、施設ごとの特性を考慮した2段階の施設休止レベルを設け、新規陽性者数等を目安とし、施設の休止・再開の基準とする。

	休止基準	再開基準
レベル1	—	新規陽性者数が週100人を下回ることを目安として、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の状況、市内新型コロナウイルス感染症等入院受入医療機関の状況を総合的に勘案
レベル2	新規陽性者数が2日連続で100人以上となった場合	新規陽性者数が週300人を下回った場合